

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 4 年 5 月 13 日

愛知県知事殿

届出者

住所 愛知県西尾市寺津町四ノ割横道西10-1

氏名 株式会社 ヤマキ

代表取締役 鈴木 英二

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0563-59-7135

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 ヤマキ
事業場の所在地	西尾市寺津町四ノ割横道西10-1
事業の種類	23：非鉄金属製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

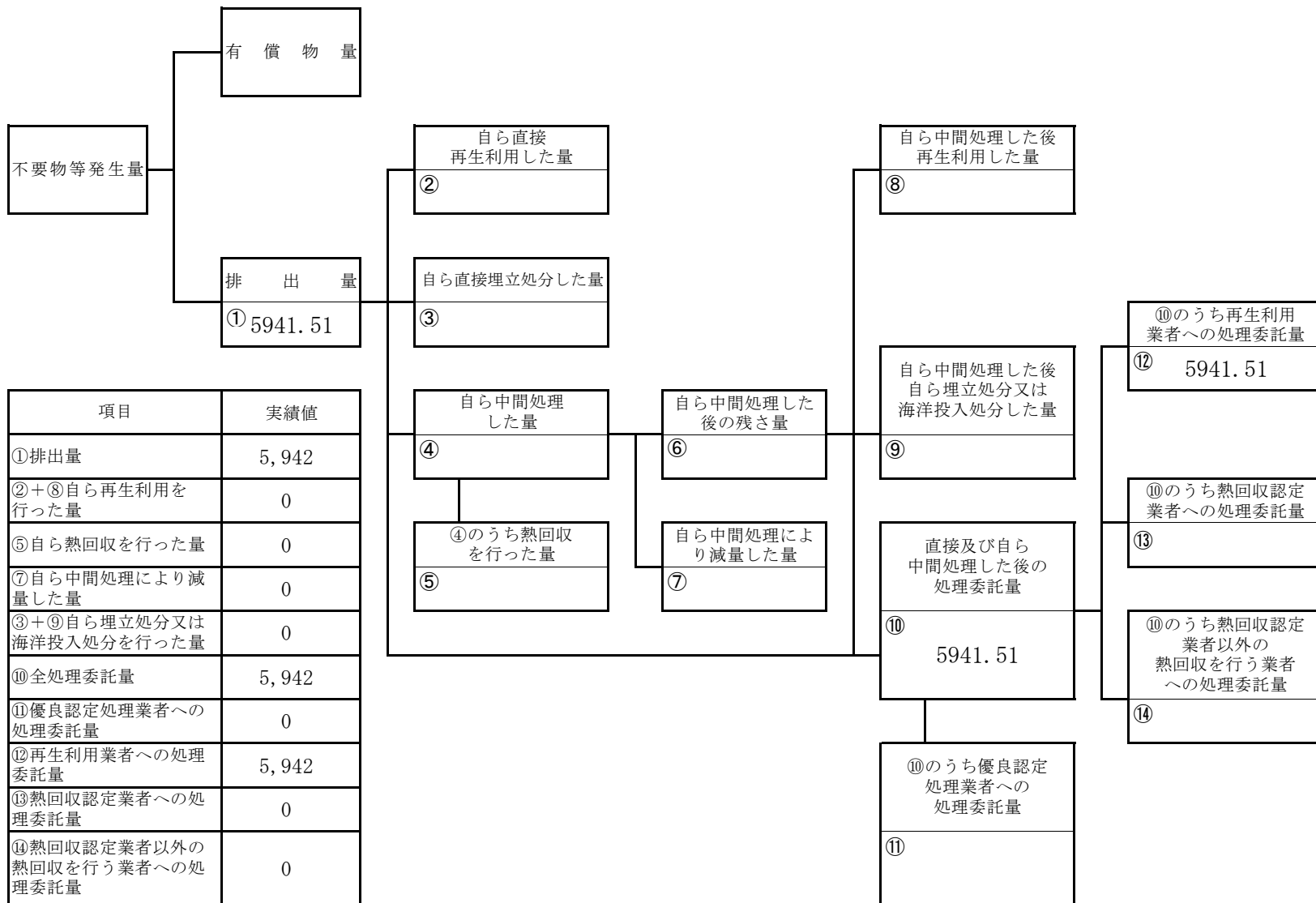
項目	目標値	項目	目標値
排出量	9206.46 t	全処理委託量	9206.46 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	1777.67 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	7428.79 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

（日本工業規格 A列4番）

計画の実施状況

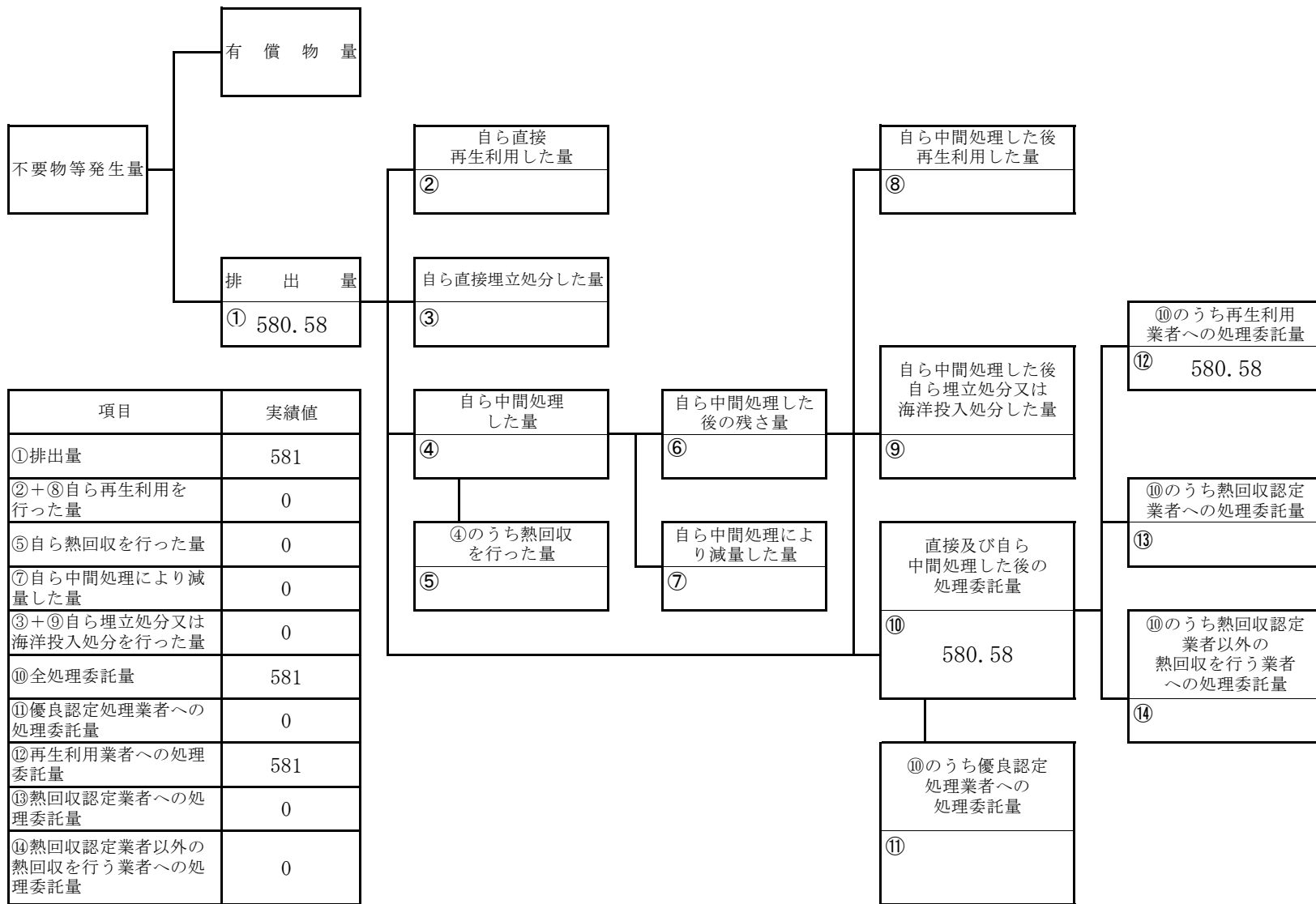
(産業廃棄物の種類： 廃砂 )



項目	実績値
①排出量	5,942
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	5,942
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	5,942
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

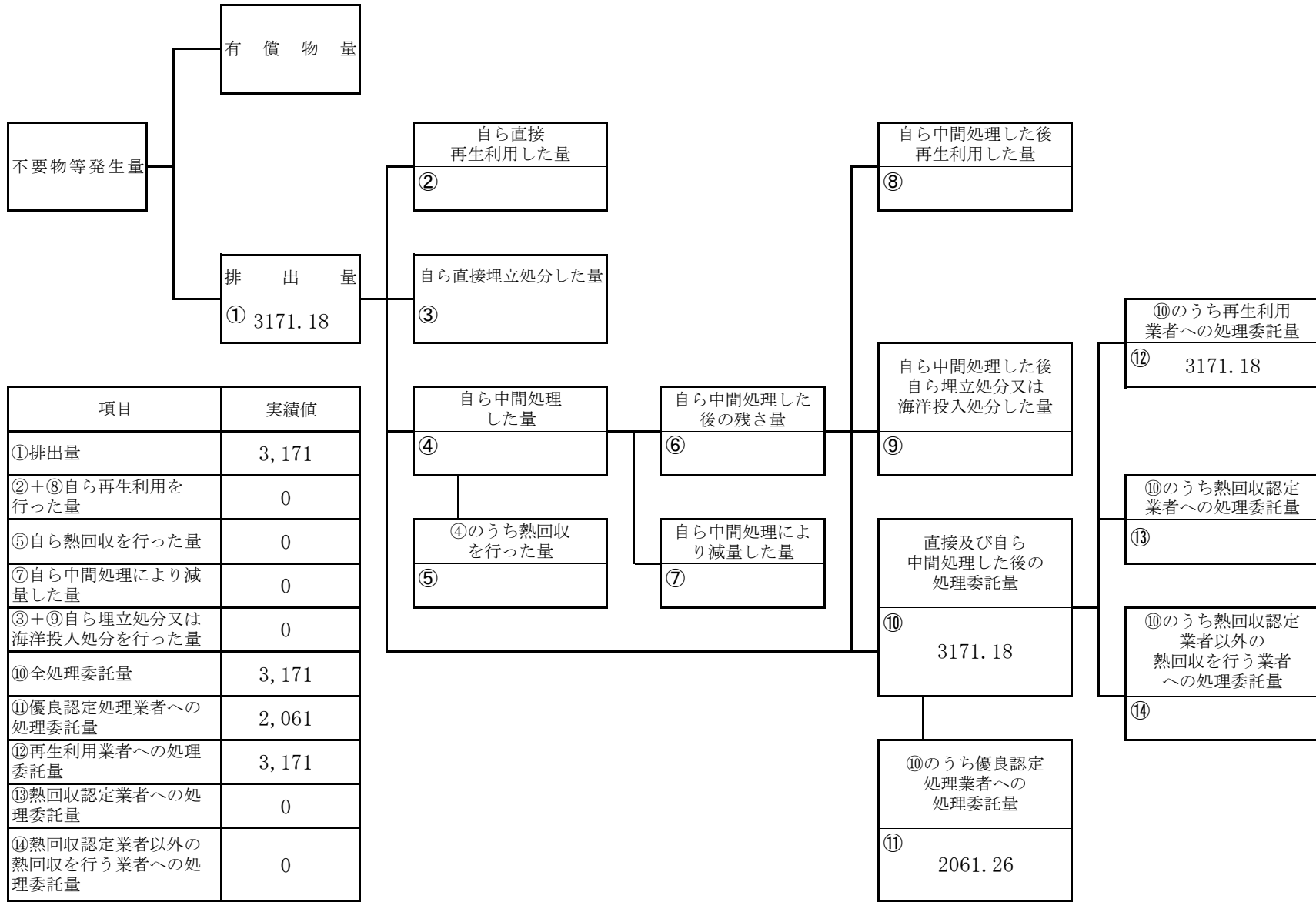
(産業廃棄物の種類： 電気炉スラグ )



項目	実績値
①排出量	581
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	581
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	581
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

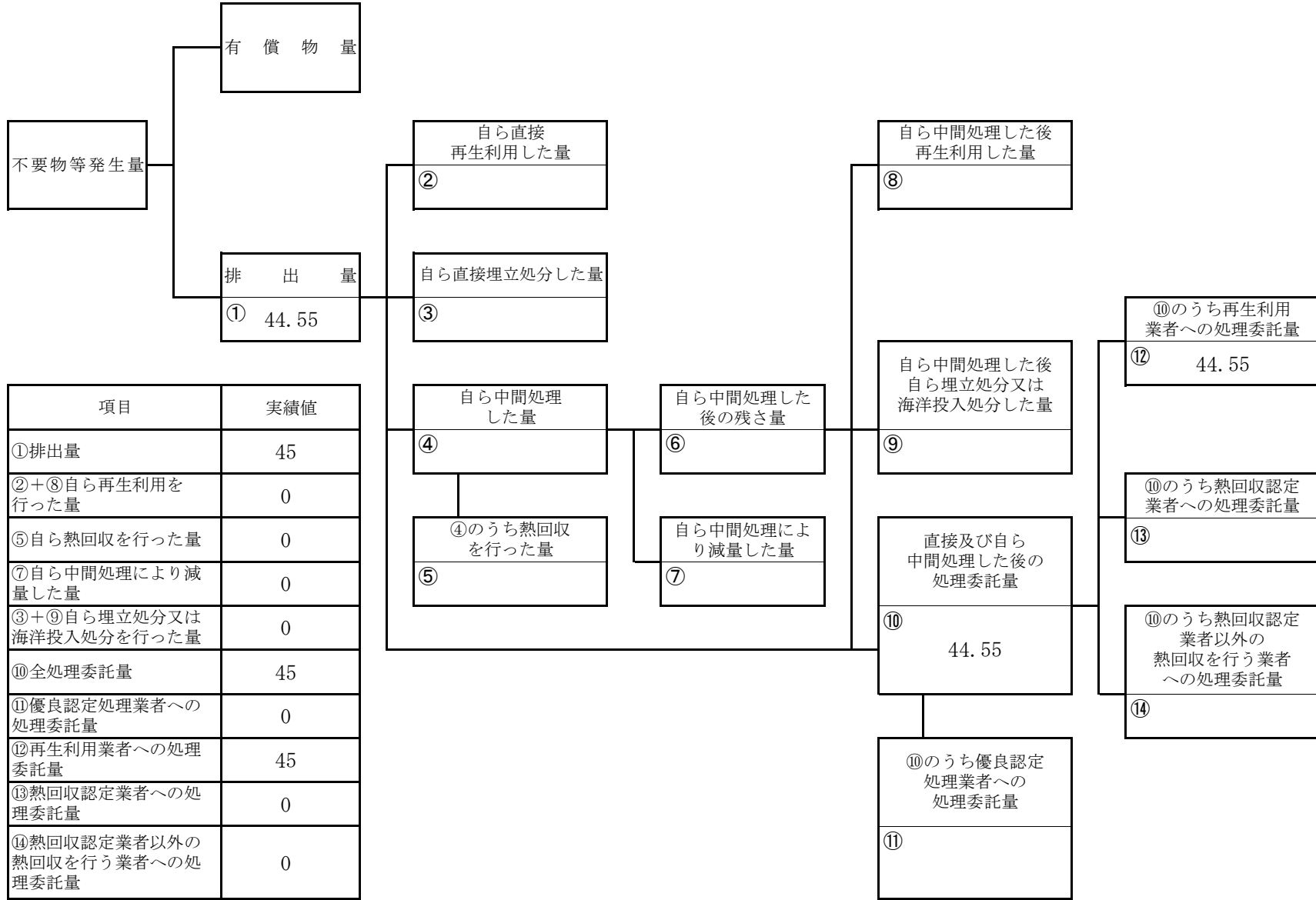
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： ダスト )



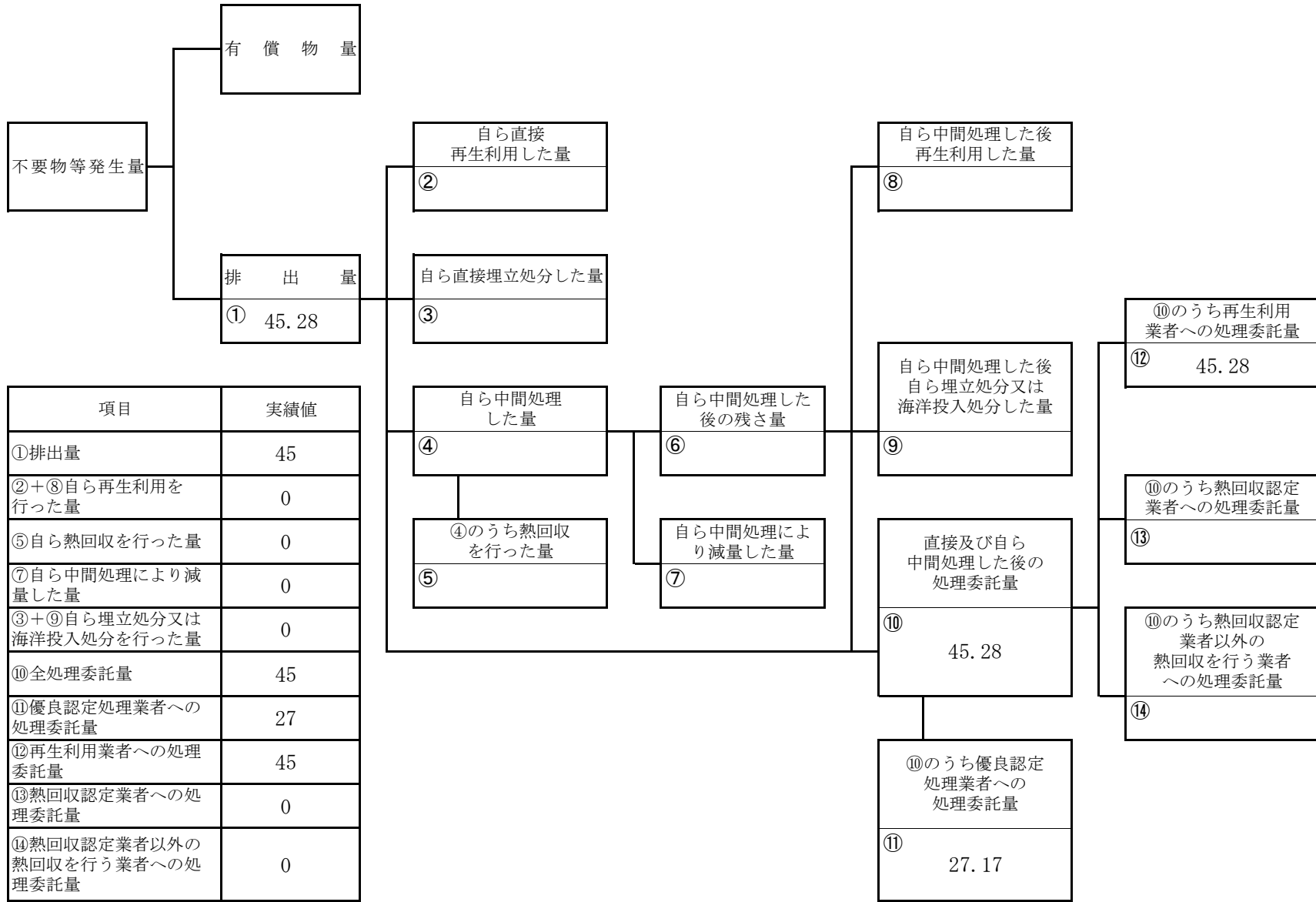
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラ（混廃）)



計画の実施状況

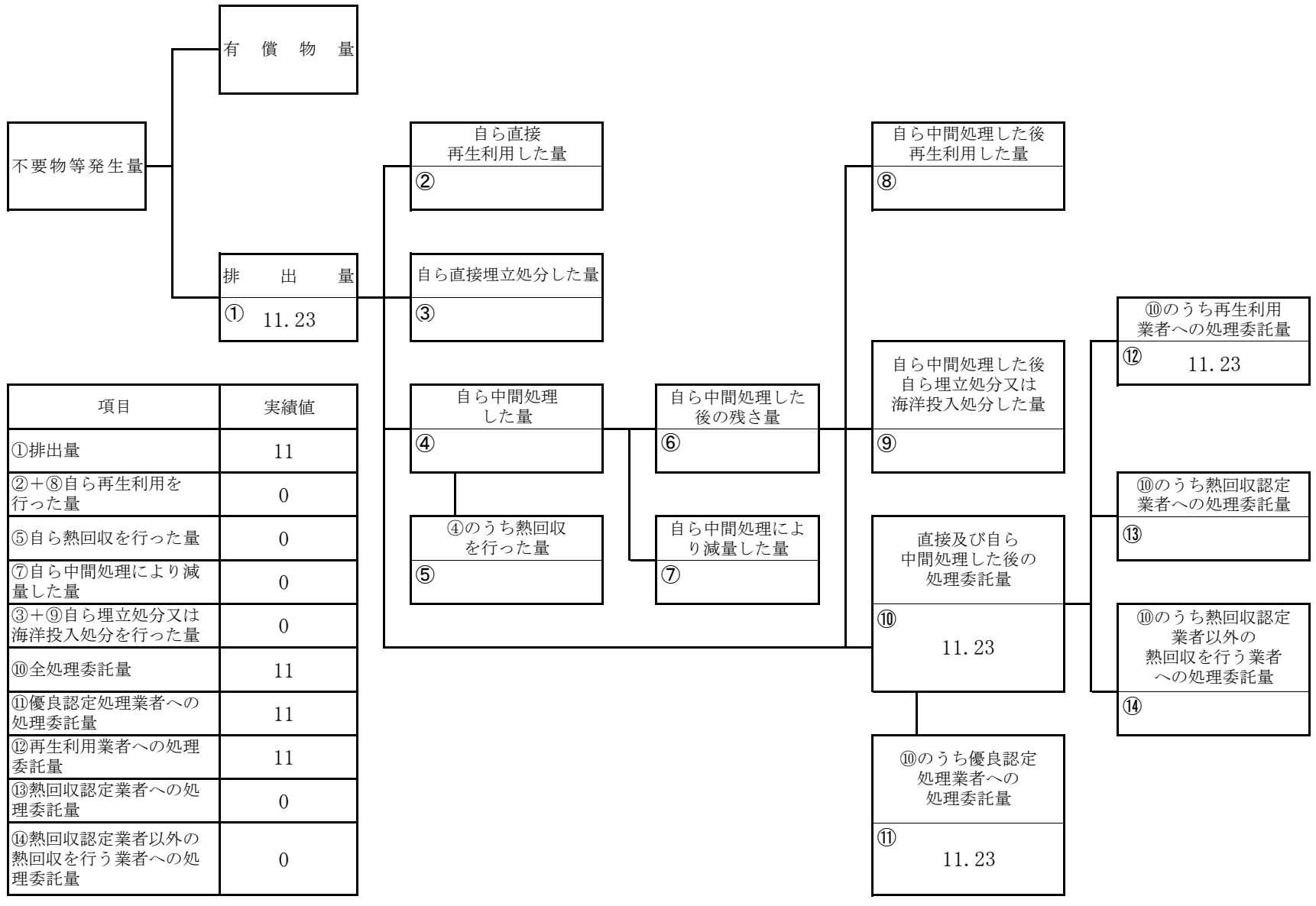
(産業廃棄物の種類： 木屑 )



項目	実績値
①排出量	45
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	45
⑪優良認定処理業者への処理委託量	27
⑫再生利用業者への処理委託量	45
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃油 )



項目	実績値
①排出量	11
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	11
⑪優良認定処理業者への処理委託量	11
⑫再生利用者への処理委託量	11
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(第3面)

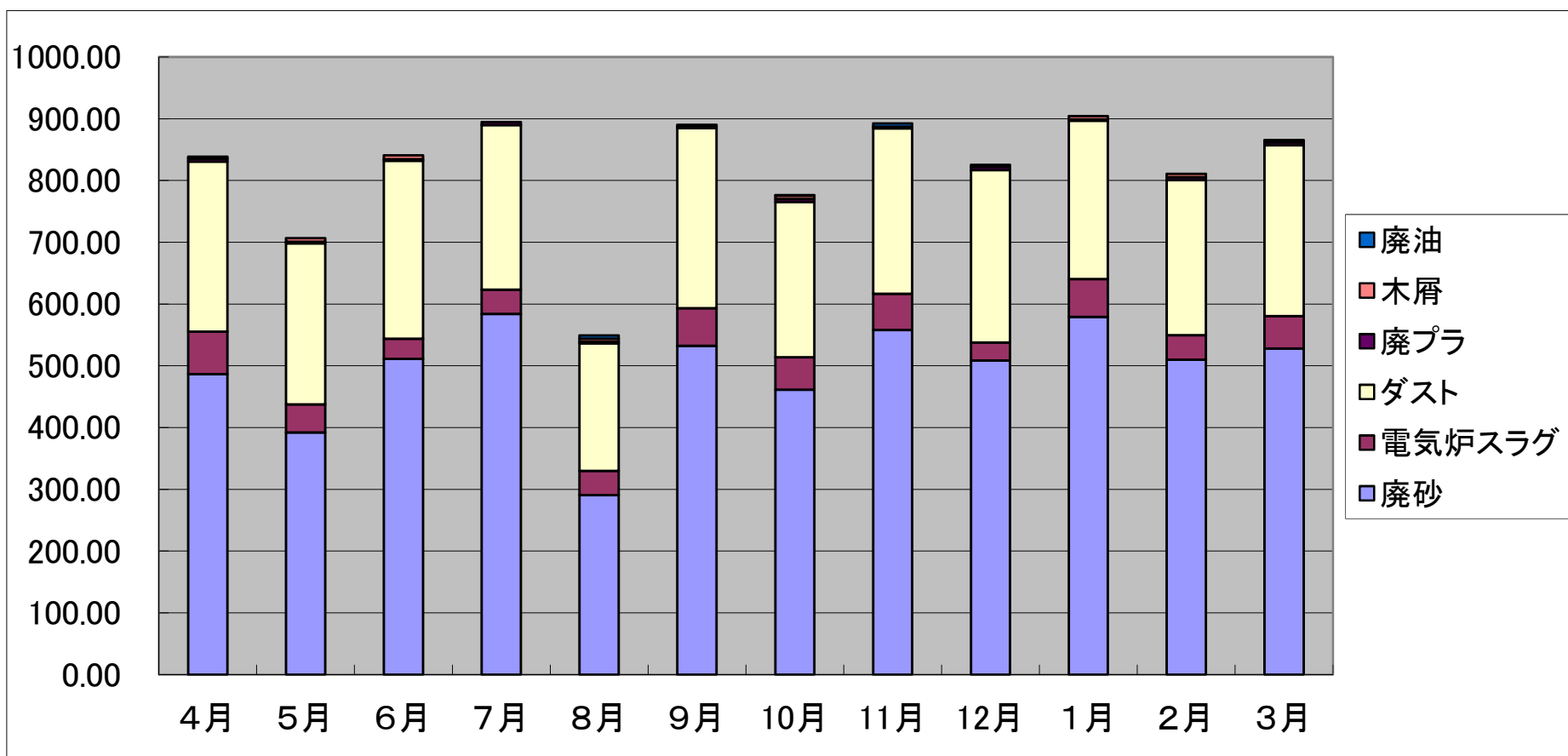
備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物発生量 令和3年4月～令和4年3月  
(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
廃砂	486.47	392.02	511.07	583.92	290.70	532.50	461.13	557.97	508.67	579.13	509.78	528.15	5941.51	鉾さい (3品)合計 9693.27
電気炉スラグ	68.91	45.57	32.82	39.42	39.36	60.89	52.70	58.67	28.77	61.48	39.65	52.34	580.58	
ダスト	275.32	260.85	288.20	266.30	206.36	291.31	251.43	267.99	279.47	256.17	251.25	276.53	3171.18	
廃プラ	4.80	2.40	2.40	4.95	2.55	2.40	4.95	2.55	5.25	2.40	4.80	5.10	44.55	
木屑	3.10	5.98	6.17		4.85	2.93	5.28		3.34	5.27	5.13	3.23	45.28	
廃油					5.21		0.80	5.22					11.23	
合計	838.60	706.82	840.66	894.59	549.03	890.03	776.29	892.40	825.50	904.45	810.61	865.35	9794.33	



## 産業廃棄物の一連の処理工程

廃砂	焼成後、再成砂として利用、一部ダストとして利用
電気炉スラグ	道路の路盤材として利用
ダスト	セメントの骨材として利用
廃プラ(混廃)	分別後、プラスチック・ガラス・砥石などの材料として利用
木屑	破碎後、紙パルプの材料として利用
廃油	脱水・精製後、燃料として利用

事業場名		株式会社 ヤマキ		主な製品	鉄鉄鋳物部品製造 (農業機械部品、ポンプ部品、自動車部品)						
製 造 工 程	製造工程	原(燃)材料	装入	溶解	注湯	自動造型 ライン	型ばらし	堰折	砂落とし	仕上げ	検査
			自動造型(中子入れ、枠合せ)			砂				出荷	加工(一部)
製 造 工 程	原材料名・機械の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新銑</li> <li>・故銑</li> <li>・スクラップ</li> <li>・戻り</li> <li>・加炭剤</li> <li>・マンガン</li> <li>・シリコン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機</li> <li>・自動造型機 3基</li> <li>KDM</li> <li>H4T</li> <li>FCMX</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気炉 2t 1基</li> <li>5t 2基</li> <li>3t 3基</li> <li>・保持炉 15t 1基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台車</li> <li>・手押車</li> <li>・ホイスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動造型機 4基</li> <li>KDM</li> <li>H4T</li> <li>FCMX</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手ハンマー</li> <li>・グラインダー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショットブラスト 6台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラインダー 3台</li> <li>・バリンダー 3台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NC旋盤機</li> <li>・マシニングセンター</li> <li>・フライス機</li> </ul>
	作業の手順		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量昇降機で投入する</li> <li>・自動造型機にて鑄型をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気炉にて溶解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶解湯を台車に出し鑄型ラインに運ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホイストで鑄型に注湯する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑄型に注湯後温度の低下を見て鑄型を壊す</li> <li>・製品をリフトホイストで運搬する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品に付着の堰砂を手ハンマーで打ち落す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショットブラストで付着砂を除去する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラインダーにて研削</li> <li>・バリンダーにて研削</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工機にて製品を加工する</li> </ul>
製 造 工 程	廃棄物発生箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(保全課)</li> <li>・ゴム屑</li> <li>・紙屑</li> <li>・木屑</li> <li>(生産技術課)</li> <li>・ゴム屑</li> <li>・紙屑</li> <li>・木屑・ガラス屑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(事務所)</li> <li>・紙屑</li> <li>・ガラス屑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳さい(スラグ)</li> <li>・ダスト</li> <li>・廃炉材)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属屑</li> <li>スクラップ</li> <li>鉄屑</li> <li>廃砂</li> <li>スラグ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳さい(廃砂集塵)</li> <li>・金属屑</li> <li>スクラップ</li> <li>鉄屑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳さい(廃砂集塵)</li> <li>・金属屑</li> <li>スクラップ</li> <li>鉄屑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳さい(廃砂集塵)</li> <li>・金属屑</li> <li>スクラップ</li> <li>鉄屑</li> <li>木屑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳さい(廃砂集塵)</li> <li>・金属屑</li> <li>スクラップ</li> <li>鉄屑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属屑</li> </ul>

赤字は、産業廃棄物で無く、有償で処分。

### 3 産業廃棄物の処理に係る基本方針及び管理体制

添付資料

#### 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理に係る基本方針

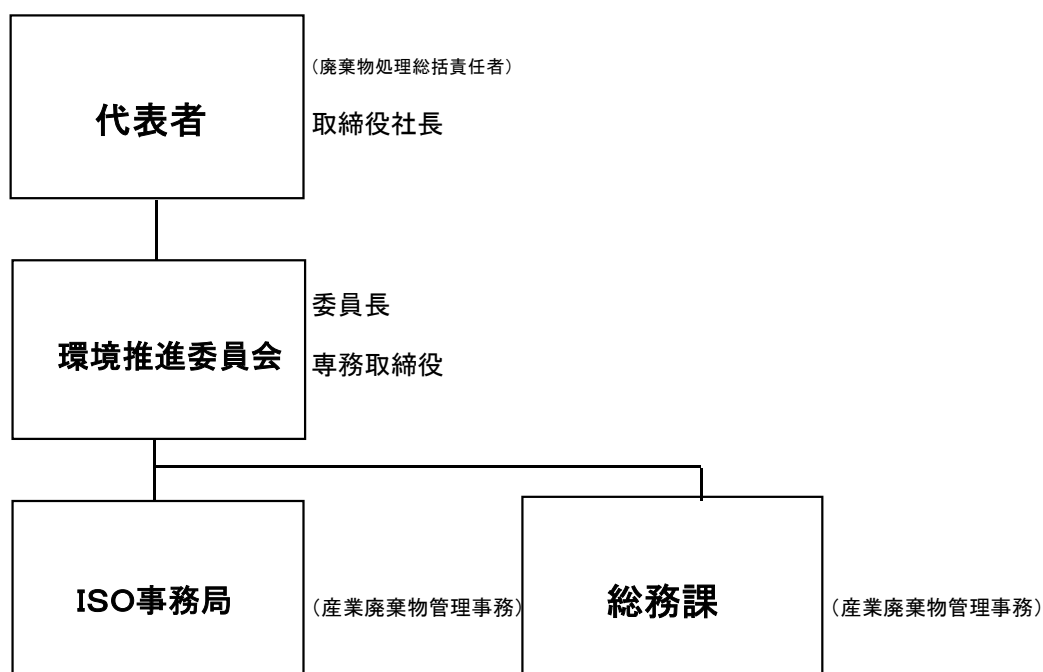
法令を遵守し適正に委託処理するとともに、マニフェストの適正管理を徹底します。

現場における廃棄物の分別を徹底します。

廃棄物保管場所を適正に管理します。

廃棄物の排出抑制及び適正処理について、従業員間のコミュニケーションの充実に努め、周知徹底します。

#### 産業廃棄物処理に関する管理組織図



(産業廃棄物処理責任者)	取締役社長
(特別管理産業廃棄物管理責任者)	取締役社長
(産業廃棄物処理施設技術管理者)	製造部長
(マニフェスト管理者)	総務課 課長
(産業廃棄物管理者)	ISO事務局

## ( スローガン )

環境に優しい企業活動を実践しよう

## ( 基本理念 )

株式会社ヤマキは、原理・原則・原点主義のもと  
『新しい価値を創造し続ける企業を目指して、社会に貢献します。』  
という企業理念を貫き、企業活動を通じて環境保護に努め、  
地域社会との共生を図ります。

## ( 環境方針 )

- 1、 環境保護と事業活動の両立を基本として、環境負荷の軽減を積極的に推進し、地域社会に貢献します。
- 2、 省エネルギー・省資源活動並びに廃棄物の削減とリサイクル化を展開し、環境マネジメントシステムの継続的な改善と汚染の予防に努めます。
- 3、 環境関連法規制及び当社が同意するその他の要求事項を順守します。
- 4、 環境目標を設定し、その実現を図ると共に定期的に見直します。
- 5、 本方針は文書化し、当社及び当社のために働く人に周知徹底すると共に利害関係者が入手可能とします。

制定： 2004/04/10

改定： 2017/06/01

株式会社 ヤマキ

代表取締役会長 鈴木 英昭

代表取締役社長 鈴木 英二